

ヒアリングにおける主な意見 と検討項目（案）

- ◇ 本資料は、ヒアリングにおける主な意見等をもとに、事務局において検討項目（案）を整理したものです。
- ◇ なお、現在、各ヒアリング団体に確認を依頼している段階のものです。

ヒアリングにおける主な意見と検討項目（案）

検討項目（案）	主な意見
<p>【見直しの基本的な視点】</p> <p>◇ 子どもの自立に向けた発達支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障害児者の自己実現と自立に必要な療育理念の確立と、療育技術の開発・専門職の養成を図りたい。(全国肢体不自由児・者父母の会連合会) ・ 学齢期から青年期の支援は、「生活意欲」と「生活イメージ」の構築が主眼。(全日本手をつなぐ育成会) <ul style="list-style-type: none"> (1) 乳幼児期 ①家庭が子どもの安全基地、②親子の愛着形成、③身体の使い方、④外界の情報を取り入れ情報を発信、⑤生活体験、生活スキルの習得 (2) 学齢期 ①豊かな生活体験、生活スキルの習得、②地域での人間関係、③身体の状態を把握し訴えるスキルの習得、④放課後や余暇の過ごし方を学ぶ、⑤心身機能の状態の理解、⑥サービス選択の練習 (3) 青年期 ①アイデンティティ構築、②親離れするための生活スキル習得とサービス利用の練習、③社会参加スキルの習得、④就労に必要なスキルの習得、⑤障害の自己認識、⑥生涯学習の機会 失敗しても自尊心を肯定的に保てるように支援することが重要。 ・ 成人してからの、本人の能力を伸ばす働きかけ（療育的視点）があまりに希薄。(全日本手をつなぐ育成会) ・ 自立とは可能性をのばすこと。その助長・支援することを自立支援と理解。重症児者にあっては、自ら生きようとする力、可能性を伸ばすこと、人の愛を感じて表す笑顔や、何かを伝えようとする微かなサインが送れることを自立であると理解。 発達支援の根底には、常に温かい精神性がなければならない。(全国重症心身障害児（者）を守る会)
<p>◇ 子どものライフステージに応じた一貫した支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の予防、幼児期から一貫した専門医療とリハビリテーションの確立。(全国肢体不自由児・者父母の会連合会) ・ 早期発見、早期療育体制の整備。障害の特性に適合した、かつ年齢に応じた適切な療育支援体制の整備。(全国重症心身障害児（者）を守る会)
<p>◇ 家族を含めたトータルな支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親だけが子育ての責任を背負い込むのではなく、社会が親とともに子どもを育てることを一般教育の中でしっかりと学べるようにすること。(全国肢体不自由児・者父母の会連合会) ・ 「障害児を通して行う親への支援」から、「親の支援を通して子の支援を行う」ことができるよう転換する必要。親の支援（＝家族機能の支援）は、子どもが子どもらしく健全に育つための環境を用意する手段（＝生活問題の発生予防）として捉える。(全日本手をつなぐ育成会)

◇ できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援

障害児と障害のない子を区別することなく、次世代育成事業の中での取組と位置付けた上で、丁寧な支援の仕組みを構築。(全国発達支援通園事業連絡協議会)

・ 障害の有無や障害種別にかかわらず子どもは家庭及び地域の中で育っていくもの。全ての子どもにとって必要な環境が障害の存在によってどのように阻害されているかという観点から障害児の成長や発達を捉え直し、母子保健・子育て支援・家族支援・地域支援・教育支援を再編・拡充していく必要。

(全日本手をつなぐ育成会)

・ 重症児をもつ親たちは、可能な限り、地域でともに暮らしたいと願っている。このためには、在宅支援諸施策の充実が望まれている。(全国重症心身障害児(者)を守る会)

・ 障害者が地域で自立した生活を送るためには、地域(市町村)のサービス基盤の整備や財政基盤の確立が重要。(全国児童福祉所長会)

・ 障害のある子どもも障害のない子どももともに育ち、学び、生活する仕組みへの転換を図る必要。(全国地域活動支援ネットワーク)

・ 今後の障害児施策において考慮したい点(全国肢体不自由児施設運営協議会)

1. 少子化対策 安心して次の子を育てられる

2. セイフティネットとしての役割 国民の勤勉さ・活力の根底

3. 福祉の産業としての評価 家族や福祉に関連する人の多さ

4. 国際的な評価(子どもの権利条約第23条) 福祉国家としての尊厳

5. 発達保障と発達のための障害程度区分の難しさ 区分と支援量との乖離

6. 養護学校、特殊支援学級、保育園などとの連携・支援 センター機能への支援、医療的ケアへの支援

【具体的な検討事項】

1. 障害の早期発見・早期対応策

(1) 早期発見の機会の充実

① 出産前後・障害の発見時

- ・ 保健医療と福祉が連携する仕組みを充実していくべきではないか。

・ 家庭への支援体制の充実が必要。特に診断直後の家族に対して情報の提供とともに具体的な支援策の提示は必須。(日本発達障害ネットワーク)

・ 就学前に適切な早期療育を受けない難聴児は十分な言語力を習得できないことはもちろんであるが、現在、新生児聴覚スクリーニング・人工内耳等への超早期の対応が求められている。難聴児を含めて、

<p>② 1歳半児健診・3歳児健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の発見から早期支援につなげる仕組みを充実していくべきではないか。 ・ 健診を受けていない子どもについても、早期発見の仕組みが必要ではないか。 <p>③ 保育所等における早期発見の仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の発見は、保育所や幼稚園など日常生活の場での「気付き」によることがある。特に「気になる」（いわゆるグレーゾーンの）子どもは健診だけでは発見が難しい場合があり、保育所等における早期発見の仕組みが必要ではないか。 	<p>言語に象徴される早期の子どもの問題に対応してきた難聴通園の機能を活かして行ってほしい。(全国盲ろう難聴児施設協議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診や療育に関わる医師、保健師、保育士の臨床的研修の強化。(日本自閉症協会) ・ 乳幼児健診等によって早期に障害の有無が発見できる体制の拡充と早期支援。健診においては、医師、保健師、臨床心理職、言語聴覚士、作業療法士などの専門職の配置を検討。(日本発達障害ネットワーク) ・ 幼児期の健診を障害の早期発見だけでなく、サービス利用につながるよう見直すべき。(第1回渡辺委員) ・ 早期発見の地域間格差が大きい。(全日本手をつなぐ育成会) ・ 乳児健診時に障害相談員が同席し、子育て支援員・民生委員・相談員・保健師が連携し相談支援センターのコーディネーターにつなげるシステムを構築する。(全日本手をつなぐ育成会) <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭、保育所等における特性の理解と気付きの普及(日本自閉症協会) ・ 子育て支援員や保育など子どもに関わる職員に障害の専門教育を行う。(全日本手をつなぐ育成会) ・ 学齢期になって、児童相談所への「しつけ・性格行動相談」で発見される場合もある。(全国児童相談所長会) ・ (北信圏域の例) 入園前に保育園と体制を話し合い、加配認定の手続きを進める。入園後は2ヶ月に1度発育発達相談事業で保育園を訪問。チラシを見て相談につながるケースも出てきている。医療受診が必要と思われる子どもにアプローチし、個別相談に誘う。早い段階から医療につながるケースが増えてきている。 健診フォロー体制や保育園訪問により対象児をほぼ把握できている。(全国地域活動支援ネットワーク)
<p>(2) 早期対応への取組の強化</p> <p>① 対応の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な市町村や、専門機関での対応を充実していくべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診断の有無に関わらず、地域での子育て支援を充実する体制づくりが重要。市町村の児童家庭相談担当課及びその実施機関に発達に関する専門職を配置することが必要。(日本発達障害ネットワーク) ・ 発達障害に関わる専門家や職員等の人材の質・量ともの拡充。地域に根付いた支援や柔軟な動きができる人材の養成と確保が必要。(日本発達障害ネットワーク) ・ 零歳で分かる障害は医療との連携が必要。保健福祉圏域ごとに専門スタッフを配置し、各自治体に毎週スタッフを派遣しうる体制を整備。(全国発達支援通園事業連絡協議会) ・ 小規模自治体でも運営しやすい仕組みの構築。(全国発達支援通園事業連絡協議会) ・ 地域の療育システムを重層的に構築。(全国発達支援通園事業連絡協議会) ・ 地域療育の重層構造化と基盤となる制度の設定。(全国肢体不自由児通園施設連絡協議会)

② 「気になる」（いわゆるグレーゾーンの）子どもへの対応

・ 現行では、「気になる」子どもが発見された場合であっても、親の受容の問題等を理由として、十分な支援ができない状況があり、早期に親への支援（受容の支援）と子への支援（育ちの支援）につなげる仕組みが必要ではないか。

重層的な地域療育システムのイメージ。(全) 不自由児通園施設連絡協議会)

【拠点施設（より専門定期的な技術の提供）→通園施設（連絡調整、療育支援）→地域資源】

- ・ 難聴者の少ない地域では県境を越えた広域での療育体制がよいと思われます。(全国盲ろう難聴児施設協議会)
- ・ 生涯を見通して今行うべきことを支援できる専門性が不足している。
- 療育センターのない市町村があるなど、相談機関が少ない。(全日本手をつなぐ育成会)
- ・ 発達支援や家族支援を行えるセンター的機能を各地の資源状況にあわせ配備する。(全日本手をつなぐ育成会)

【診断直後の混乱期から親同士がサポートできる仕組みを地域資源を有効活用して作る。コーディネートを相談できる。サービスの適切な使い方を支援する。親同士が発達障害をもつ場合や多重問題家族への介入ができる。放課後や余暇を適切に過ごす機会を得て楽しく過ごす練習ができるよう企画・プログラム作りをする。家族及び本人の障害の認識（障害理解）を支援するプログラムが提供できる。家族及び本人のセルフヘルプ活動を支援できる。】

- ・ 早期家庭介入の必要性。親子の関わりに関して前方視的な視点に立った療育を推奨する。(日本自閉症協会)
- ・ 発達障害に対するリハビリテーションの位置付けを明確にし、医療的ケアを受けることができるとよい。(日本発達障害ネットワーク)
- ・ 保護者が障害と認識していなくとも、必要な療育を受けられる仕組みを整備。「親子教室」を全自治体で実施。障害という診断がなくても利用できる「療育グループ」を児童館等も活用して利用できるように。(全国発達支援通園事業連絡協議会)
- ・ 受容前の利用は敷居を低く。受容前は診断、手帳を求めない。受給申請等を省く。利用者負担の軽減。(全国発達支援通園事業連絡協議会)
- ・ グレーゾーンへの支援が必要。個別の支援計画についても、ノンカテゴリーで作成できるようにすべきではないか。(第2回山岡委員)
- ・ 早期発見、早期支援の専門性をどこに位置づけるのか。児童福祉法に位置づけた方がいいのではないか。(第2回田中委員)
- ・ 子育て支援（障害児を含む）としなければならない。児童福祉法で、予防的支援が大事ではないか。一方で、成長に伴い、障害者施策への橋渡しも必要となる。(第2回渡辺委員)
- ・ 障害認知の問題による家族の孤立化・生活問題の重度化が防げない。
親の不安や混乱の軽減を対象としたサービスがない。
両親に対して育てにくい子どもへの対応スキルを高める支援を行う場がない。(全日本手をつなぐ育成会)
- ・ 発達障害領域などは親子共々その理解が進んでいるとは言い難い状況にある。障害受容は重要である。障害受容はその後のライフステージに大きく影響を及ぼすが、比較的高学年になるまで専門的な

対応がなされない事例もある。(全国児童相談所長会)

2. 就学前の支援策

(1) 保育所等での受入れの促進

① 保育所等における受入体制の充実

- ・ 保育所における保育に欠ける障害児の受入体制等を充実していくべきではないか。

- ・ 保育所や幼稚園における早期療育方法の確立。(日本自閉症協会)
- ・ インクルーシブな保育方法を確立する。(日本自閉症協会)
- ・ 保育所における発達障害児の適切な保育の実現。支援体制の確立が必要。(日本発達障害ネットワーク)
- ・ 「インクルーシブ」は重要。いじめ根絶にもつながるのでは。(第2回渡辺委員)
- ・ 一般の幼稚園・保育園での職員のスキルが不十分。(全日本手をつなぐ育成会)
- ・ 「集団保育」の場合は保育園、幼稚園を基本とし、障害児通園施設や児童デイサービスは個別外来療育的な機能に特化させていくべき。(全国地域活動支援ネットワーク)

② 専門機関による保育所等への支援

- ・ 保育所等への受入れを促進するため、保育所等を支える仕組みが必要ではないか。現行の障害児の通園施設・児童デイサービスによる、保育所等への支援ができないか。

- ・ 一般保育所の障害児の受入拡大。障害児施設(通園・入所)からの技術的支援。(全国肢体不自由児通園施設連絡協議会)
- ・ 児童デイサービスなどの場だけでなく、保育園、幼稚園に在籍する障害児にもPT/OT/STなど専門的な療育が不可欠。巡回指導など専門家の活用を考慮されたい。(全国肢体不自由児・者父母の会連合会)
- ・ (北信圏域の例)入園前に保育園と体制を話し合い、加配認定の手続きを進める。入園後は2ヶ月に1度発育発達相談事業で保育園を訪問。チラシを見て相談につながるケースも出てきている。医療受診が必要と思われる子どもにアプローチし、個別相談に誘う。早い段階から医療につながるケースが増えている。(再掲)(全国地域活動支援ネットワーク)

③ 並行通園の促進

- ・ 通園施設や児童デイサービスに通っている子どもが、並行してなるべく多く保育所等へも通えるようにできないか。

- ・ 保育所と療育機関との交流保育。自閉症児の特性の理解と療育に関する共通な理解を促進する。(日本自閉症協会)
- ・ 地域の同世代児との共育・共生を可能とする保育所や幼稚園との並行通園制度を推進しつつも両機関がともに存続できる給付体制に。(日本知的障害者福祉協会)

④ つどいの広場や子育て支援センター等での支援

- ・ 保育所等のほか、現在数が拡充されているつどいの広場や子育て支援センター等での障害児の親子への支援が考えられないか。

- ・ 親の葛藤を受け入れる必要。「子育てひろば」での受け入れも考えられるのではないかと。(第1回、第2回渡辺委員)
- 「ペアレント・メンター」を3年前から養成している。(日本発達障害ネットワーク)

(2) 現行の通園施設と児童デイサービスの機能の充実

・ 現行の通園施設・児童デイサービスについて、通所事業の充実とともに、専門機関として機能を充実させ、保育所等への支援や、相談事業を行うこととすることができないか。

- ・ 相談・通所施設における個別療育及び小集団療育の援助法の普及 (日本自閉症協会)
- ・ 児童デイサービスにおける発達支援の充実。療育的対応だけでなく、生活支援・発達支援にいたるまで、また幼児から高校生に至るまでの支援を行うことが重要。事業所の支援体制を充実させるとともに、職員への安定した報酬を保障することが必須。(日本発達障害ネットワーク)
- ・ 2歳以上の発達障害児の場合、「親子分離療育」が可能となるよう職員配置を保障すべき。(全国発達支援通園事業連絡協議会)
- ・ 児童デイサービスは規模により報酬単価に差がある。単価設定の改善が必要である。(全国肢体不自由児・者の会の会連合会)
- ・ 健診や「親子教室」「療育グループ」等に障害児支援の専門家として参加するとともに、保育所や幼稚園への巡回による支援が保障できるよう、専任の地域支援スタッフの配置が必要。(全国発達支援通園事業連絡協議会)
- ・ 家族支援、地域支援の拠点としての療育事業を法的に位置づけること。家族支援のための職員と設備保障。健診後のフォロー事業、保育所、幼稚園等のスタッフへの支援、学童への長期休暇中等の療育保障、地域関係機関の連絡協議会議への参加など、専門的な知見を生かした支援が行いうる体制の保障。(全国発達支援通園事業連絡協議会)
- ・ 通ってくる子どもを預かるだけでなく、積極的に働きかけて発達を促す。障害受容も含めて家族を支える、保育園・幼稚園を含む地域での生活を支える。(全国発達支援通園事業連絡協議会)
- ・ 家族支援・地域支援の事業に加算を。(全国発達支援通園事業連絡協議会)
- ・ 既存の施設・事業の「有効活用」と「連携・共同体制構築」。(全国肢体不自由児通園施設連絡協議会)
- ・ 肢体不自由児通園施設が提供できる機能として、医療専門性に基づいた(障害児)子育て支援機能、他職種を活用した地域ネットワークの拠点の構築、専門療育機関を地域に提供できる「社会資源」(保健センター、保育所、幼稚園、学校への専門職派遣、保護者・家族支援のための相談支援機能等)。(全国肢体不自由児通園施設連絡協議会)
- ・ 児童デイサービスの活用。「人口過疎地の専門療育」「都市部の初期療育」「親・家族への相談支援」「育児支援」「療育」。(全国肢体不自由児通園施設連絡協議会)
- ・ 拠点施設の設置(医療専門性、地域調整機能・相談支援機能)。地域支援(職員派遣・施設間コーディネート等)を支える制度的・財政的基盤整備が課題。(全国肢体不自由児通園施設連絡協議会)
- ・ 障害児通園施設の機能 = 基本部分(通園機能) + 地域・家庭への支援(子育て支援、地域機関への支援) + 医療専門性。(全国肢体不自由児通園施設連絡協議会)

- ・ 「児童デイサービス事業」という名称を「発達支援事業」に変更。(全国発達支援通園事業連絡協議会)
- ・ 現在の障害児通園施設の再編(一本化)。(全国肢体不自由児通園施設連絡協議会)
- ・ 通園施設は障害の一元化を進め、グレーゾーンへも対応する。(日本知的障害者福祉協会)
- ・ 入所施設及び通園施設は、障害に対応する専門的機能に併せ、家族支援・地域生活支援機能をもつ。
(日本知的障害者福祉協会)
- ・ 通園施設は、高い専門性を有する基幹的な機能をもつとともに、定員を30人から20人に下げ、作りやすくする。
新たに定員5人以上の通園施設併設型を設ける(援護の実施機関については検討)。
児童デイサービスについては、単価が極端に低いため、抜本的な制度改革が必要。(日本知的障害者福祉協会)
- ・ グレーゾーン、障害の未受容、家族体制の中心的な支援課題への取組を可能とする職員配置や給付費単価に。
個別と集団での療育体制で、地域の育ちや暮らしを支える各種療法士等を取り込む学際的な支援が可能となる職員配置とインセンティブの効いた給付制度。
現員現給方式を改正し、サービスの安定的な提供ができる給付制度。(日本知的障害者福祉協会)
- ・ 日常生活における医療・教育・福祉・保健機関とのネットワークを幼児期の支援活動の必須の役割・機能として位置づけ。(日本知的障害者福祉協会)
- ・ 知的障害児通園施設と児童デイサービス事業との規模や役割等の違いを明確化し、両サービスを地域での機能水準の違いとして位置付け。(日本知的障害者福祉協会)
- ・ 入所に至らないためのニーズに応じた相談支援、在宅支援、家族支援のあり方を検討し、また施設入所後の家族再統合等に向けた支援の重要性からそれらの機能を担う専門職種を配置した子ども家庭支援センター・子ども地域療育センター(仮称)等の事業を創設するなど障害児施設の最低基準の抜本的見直しを。(日本知的障害者福祉協会)
- ・ 児童デイサービスと通園施設では果たす機能が違うので、同系列で扱うのは無理。(全日本手をつなぐ育成会)
- ・ 重症心身障害児(者)通園事業の課題 (日本重症児福祉協会)
 - ① A型(15名定員)での「準・超重症児加算」の新設
 - ② 障害者自立支援法下での「療養介護型」の重症児通園事業の設定(「生活介護」でなく)
 - ③ 「短期入所」での「準・超重症児加算」の新設

	<ul style="list-style-type: none"> 重症心身障害（児）者通園事業の果たす役割は極めて大きいものがあるが、その設置が容易に広がらないのが実情。地域の身近な所で重症児者が通園できる場所の法定化を願う。（全国重症心身障害児（者）を守る会） 障害児通園施設や児童デイサービスにおける介護や見守りに必要なマンパワーに対する報酬は、障害のある子どもが障害児通園施設や児童デイサービスを選んでも、保育園、幼稚園を選んでもその子どもに対して支払われるように報酬の体系を再編成する必要。（全国地域活動支援ネットワーク）
<p>3. 学齢期・青年期の支援策</p> <p>(1) 放課後や夏休み等における居場所の確保</p> <p>① 学齢期の放課後児童クラブ等における受入れの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブ等における障害児の受入れを促進していくべきではないか。受入体制の充実のほか、専門機関による支援を行ってはどうか。 保育に欠けない障害児については、児童館等において、日中一時支援事業や専門機関による支援を活用し、受入れを促進してはどうか。 <p>② 中学時や高校時の居場所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学時や高校時については、活用できる一般施策がほとんどないが、どのような対応が考えられるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 自閉症児への余暇生活、補完療育の場として通所機関を整備する。（日本自閉症協会） 障害児の学童保育の受入枠の拡充、高学年の受入を実施されたい。（全国肢体不自由児・者父母の会連合会） 移動支援事業の学齢期・青年期における利用を進めていただきたい。（全国肢体不自由児・者父母の会連合会） 長期休暇中及び余暇の活動支援が不十分。サービス量及びメニュー（親離れ体験、豊かな生活体験のために）増加が必要。（全日本手をつなぐ育成会） 学童保育の受入が少ない。（全日本手をつなぐ育成会） <ul style="list-style-type: none"> 児童デイサービスⅡ型について、思春期をどう乗り越えるかは大きな問題。日中一時支援（レスパイト）との違いを明確にし、児童デイサービスとして残すことも必要では。（全国発達支援通園事業連絡協議会） 児童デイサービスについて、中高生から幼児期までひとくくりに対象にするのは限界があるのではないか。（全国発達支援通園事業連絡協議会） 放課後支援・余暇支援・土日に親が就労している場合の支援が不十分。（全日本手をつなぐ育成会） 生涯学習への対応が不十分。親離れ・子離れを支援する方策がない。（全日本手をつなぐ育成会）
<p>(2) 卒業後の就労・地域生活に向けた学校と福祉の連携の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自閉症の人に適用できる就労前支援法を確立し実施する。（日本自閉症協会）